

令和3年度公共用水域及び地下水の水質測定計画案の概要について

この計画は、水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、本県の区域に属する公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視するために行う水質の測定について、必要な事項を定めるものとする。

※公共用水域とは、水質汚濁防止法では、公共的に利用される水域や水路として定義されている。具体的には、河川、湖沼、港湾、沿岸海域等が該当する。

1 公共用水域水質測定計画案について

(1) 実施の期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(2) 実施機関

県、国土交通省、宮崎市外12市町

(3) 測定項目

測定項目は、次のア～オの計76項目のうち、測定地点毎の特性（事業場などの立地状況、利水状況、過去の検出状況等）に応じて選定

ア 生活環境項目…生活環境の保全に関する項目（BOD、COD等の計13項目）

イ 健康項目…人の健康の保護に関する項目（カドミウム、砒素等の計27項目）

ウ 要監視項目…公共用水域における検出状況からみて、現時点では直ちに環境基準を設定せず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断された項目（計26項目）

エ 特殊項目…水環境への影響に関する知見の集積が必要な項目（フェノール類、銅、マンガン、全クロムの計4項目）

オ その他の項目…アンモニア性窒素、ふん便性大腸菌群数、トリハロメタン生成能透明度、大腸菌数及び全有機炭素（計6項目）

(4) 測定地点

測定地点は、国土交通省、宮崎市外12市町による測定計画も考慮し、選定

表3 水質測定実施機関別の測定地点数

実施機関	河川		海域		湖沼		計	
	2年度	3年度	2年度	3年度	2年度	3年度	2年度	3年度
県	119	119	37	37			156	156
国土交通省	23	23					23	23
宮崎市	31	31	4	4			35	35
12市町	59	59	5	5	1	1	65	65
計 (延べ測定地点数)	232	232	46	46	1	1	279	279
実測定地点数	190	190	46	46	1	1	237	237

(5) 測定回数

測定は、環境基準点においては原則として毎月1回以上、補助地点又はその他の地点においては測定地点毎の特性に応じた回数を実施

ア 生活環境項目…年2～36回/地点

イ 健康項目・要監視項目…年1～12回/地点

ウ 特殊項目・その他の項目…年4～12回/地点

(6) 2年度との主な変更点について

ア 補助地点である今市橋（沖水川下流）において、生活環境項目（pH、DO、BOD、SS、大腸菌群数）の測定回数を年12回から年4回に変更する。

（変更理由）

過去10年間、水域の環境基準達成状況を評価するBODの環境基準超過がないため。

イ 亀沢橋（川内川）において、健康項目の内、総水銀の測定回数を年1回から年2回に変更する。

（変更理由）

河川管理上、従来から測定していたものを常時監視の対象として取り込むもの。

ウ 相生橋（大淀川下流）、柳瀬橋（本庄川下流）及び庵屋橋（清武川上流）において、要監視項目の測定回数を年2回から年1回に変更する。

（変更理由）

過去10年間、要監視項目の指針値超過がないため。

エ 石崎橋（石崎川）、相生橋（大淀川下流）、柳瀬橋（本庄川下流）、庵屋橋（清武川上流）、木崎橋（清武川下流）及び天神橋（加江田川）において、要監視項目のPFOS及びPFOAの測定を追加する。

（変更理由）

PFOS及びPFOAは、令和2年5月に要監視項目に新たに追加された項目であり、河川における存在状況を確認するため測定するもの。

※：PFOS及びPFOA：有機フッ素化合物の一つであるペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸のことで、化学的に極めて安定性が高く、難分解性のため長期的に環境中に残留すると考えられている。令和2年5月に要監視項目に追加され、暫定指針値50ng/L以下と設定された。

(7) その他

常時監視で環境基準値を超過した場合のほか、事故や災害などで汚濁が発生するおそれがある場合についても、適宜、計画外での調査を実施する。

2 地下水質測定計画案について

(1) 実施の期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(2) 実施機関

県、国土交通省、宮崎市

(3) 調査区分・方法

ア 概況調査

(ア) 有害物質使用事業場周辺調査

有害物質を使用している（または過去に使用していた）事業場の敷地内の井戸及びその周辺の井戸について実施する調査

(イ) 定点調査

経年的なデータを収集するための観測用井戸の継続的な監視をする調査

(ウ) メッシュ調査（ローリング方式）

県内全域の地下水質の状況を把握する調査

県全域を5kmメッシュに区切り、井戸が存在する166メッシュについて順次計画的に実施する。

イ 継続監視調査

過去の調査で汚染が判明した井戸の継続的な監視をする調査

なお、概況調査により新たに発見された、又は事業者からの報告等により新たに明らかになった汚染について、その汚染範囲を確認するとともに汚染原因の究明に資するために「汚染井戸周辺地区調査」を実施する。

(4) 測定項目

測定項目は、次のア、イの計48項目のうち、調査区分の測定地点毎の特性に応じて選定

ア 環境基準項目 …人の健康の保護に関する項目(計28項目)

イ 要監視項目 …地下水からの検出状況からみて、現時点では直ちに環境基準を設定せず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断された項目(計20項目)

(5) 測定地点

測定地点は、県、国土交通省及び宮崎市のそれぞれが選定

表4 調査区分・実施機関別の測定地点数

調査区分			実施機関	測定本数	
				令和2年度	令和3年度
概況調査	有害物質使用事業場周辺調査	県	20	20	
		宮崎市	9	9	
		計	29	29	
	メッシュ調査	国土交通省	2	2	
		県	44	44	
		宮崎市	3	3	
小計			47	47	
継続監視調査	県	30	30		
	宮崎市	18	18		
	計	48	48		
合計			126	126	

(6) 測定回数

測定は、概況調査においては年1回以上を基本とし、継続監視調査においては測定地点毎の特性に応じた回数(1~12回)を実施

(7) 2年度との主な変更点について

ア 概況調査の有害物質使用事業場周辺調査において、対象事業場及び測定項目を変更する。

(変更理由)

旧事業場(高原町)は、過去約10年間、測定対象の有害物質の使用がなく、これまでの周辺の地下水調査においても有害物質の検出はないことから、対象事業場から外すもの。

一方、新事業場(えびの市)は、有害物質である六価クロム、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素並びにふっ素を使用していることから、新たに対象事業場として追加するもの。

イ 概況調査の定点調査において、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の測定を追加する。(変更理由)

河川管理上、従来から測定していたものを常時監視の対象として取り込むもの。